

●バーゼルⅡ第3の柱に基づく開示事項 <定性的な開示事項>

1. 自己資本調達手段の概要（第4条第2項第1号）

- イ 自己資本比率告示第3条又は第26条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点

連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下、「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表規則に基づく連結の範囲に含まれる会社に相違点はありませぬ。

- ロ 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

連結グループに属する連結子会社は4社です。

名 称	主要な業務の内容
筑 銀 ビ ジ ネ ス サ ー ビ ス 株 式 会 社	事 務 受 託 業
ち く ぎ ん コ ン ピ ュ ー タ サ ー ビ ス 株 式 会 社	コ ン ピ ュ ー タ 関 連 業
ウ エ ス タ ン リ ー ス 株 式 会 社	リ ー ス 業
筑 邦 信 用 保 証 株 式 会 社	保 証 業

- ハ 自己資本比率告示第9条又は第32条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容

自己資本比率告示第9条又は第32条が適用される金融業務を営む関連法人等は、該当ありません。

- ニ 自己資本比率告示第8条第1項第2号イからハまで又は第31条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容

自己資本比率告示第8条第1項第2号イからハまで又は、第31条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社は該当ありません。

- ホ 銀行法（昭和56年法律第59号。）第16条の2第1項第11号に掲げる会社のうち従属業務を専ら営むもの又は同項第12号に掲げる会社であって、連結グループに属していない会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容

銀行法第16条の2第1項第11号に掲げる会社のうち、従属業務を専ら営むもの又は同項第12号に掲げる会社であって、連結グループに属していない会社は該当ありません。

- ヘ 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

連結子会社4社全てにおいて、債務超過会社はなく、自己資本は充実しております。また、連結グループ内において自己資本にかかる支援等は行っておりませぬ。

2. 自己資本調達手段の概要（第2条第2項第1号、第4条第2項第2号）

当行における自己資本調達手段は、以下のとおりです。

自己資本調達手段

（平成19年3月末）

自己資本調達手段	概 要
普通株式（62百万株）	完全議決権株式

非累積的永久優先株式、期限付優先株式、期限付劣後債務等の発行による資本調達はありません。

（平成20年3月末）

自己資本調達手段	概 要
普通株式（62百万株）	完全議決権株式

非累積的永久優先株式、期限付優先株式、期限付劣後債務等の発行による資本調達はありません。

3. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要（第2条第2項第2号、第4条第2項第3号）

当行では自己資本の充実度に関する評価基準として、次の指標等を採用しております。

（平成19年3月末）

- 自己資本比率

銀行の健全性を表す重要な指標の一つである自己資本比率は、単体では前期末比0.19ポイント上昇して9.36%、連結では前期末比0.24ポイント上昇して9.83%となり、国内基準の4%を上回っております。上昇の主な要因は、内部留保額の増加等により自己資本額が増加したことです。なお、平成19年3月末より新しい自己資本比率規制（バーゼルⅡ）が導入されたことに伴い、新たにオペレーショナル・リスクが加えられた一方で、信用リスクについては中小企業等向けおよび個人向け貸出金を中心にリスク・アセットの軽減措置が設けられております。

- Tier I 比率

健全性を見るうえで特に重要であると言われているTier I 比率（中核的自己資本比率）は、単体では前期末比0.17ポイント上昇して8.20%、連結では前期末比0.21ポイント上昇して8.67%となりました。

（平成20年3月末）

- 自己資本比率

銀行の健全性を表す重要な指標の一つである自己資本比率は、単体では9.30%（平成19年3月末比△0.06%）、連結では9.83%（平成19年3月末比変わらず）となり、国内基準の4%を上回っております。

- Tier I 比率

健全性を見るうえで特に重要であると言われているTier I 比率（中核的自己資本比率）は、単体では8.15%（平成19年3月末比△0.05%）、連結では8.69%（平成19年3月末比+0.02%）となっております。

4. 信用リスクに関する事項（第2条第2項第3号、第4条第2項第4号）

イ リスク管理の方針及び手続きの概要

（信用リスクとは）

お取引先の倒産や経営悪化等を原因として、貸出金の元本や利息の回収が困難となり、銀行が損失を被るリスクを言います。

（信用リスク管理の基本方針）

当行では、「信用リスク管理規程」を制定しリスクの分散を基本とする最適な与信ポートフォリオの構築を目指しております。また、「信用格付」・「自己査定」を通じた信用供与にかかるリスクを客観的かつ計量的に把握する「信用リスクの計量化」に取り組んでおります。

（貸倒引当金の計上基準）

予め定めている償却・引当基準に則り、以下のとおりに計上しております。

- ① 破産、特別清算等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している先に係る債権及び法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、実質的に経営破綻の状態に陥っている先に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を貸倒引当金として計上しております。
- ② 現在は経営破綻の状況にはないものの、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる先に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、必要と認める額（過去の一定期間における貸倒実績から算出した予想損失率に基づく額）を貸倒引当金として計上しております。
- ③ ①・②以外の債権については、債務者区分毎に、過去の一定期間における貸倒実績から算出した予想損失率に基づき、貸倒引当金を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結子会社においても、銀行単体と同様の方針、手続きに基づいて引当を行っております。

ロ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて

リスク・ウェイトの判定においては、内部管理との整合性を考慮し、また、特定の格付機関に偏らず、格付の客観性を高めるためにも、複数の格付機関等を利用することが適切との判断に基づき、以下の3社を採用しています。

- ・株式会社格付投資情報センター（R&I）
- ・株式会社日本格付研究所（JCR）
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）

なお、エクスポージャーの種類による格付機関の使い分けは行っておりません。

連結子会社のリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称およびエクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称については、連結子会社が保有している有価証券は政策投資関連の株式で、その保有額が平成18年度は92百万円（連結対象会社総資産の約0.6%）、平成19年度は68百万円（連結対象会社純資産の約0.4%）であることから、ディスクロージャー誌における開示の重要性が大きくないと考えられるため開示を省略しております。

5. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要（第2条第2項第4号、第4条第2項第5号）

（信用リスク削減手法とは）

当行では、自己資本比率の算出において、金融庁告示第80条の規定に基づく「信用リスク削減手法」として「簡便手法」を適用しております。信用リスク削減手法とは、当行が抱える信用リスクを軽減するための措置であり、担保、保証、貸出金と預金との相殺、クレジット・デリバティブが該当します。

（方針および手続き）

エクスポージャーの信用リスクの削減手段として有効に認められる適格金融資産担保については、自行預金、日本国政府または我が国の地方公共団体が発行する円建て債券、上場会社の株式を適格金融資産担保として取り扱っております。

また、保証については我が国の地方公共団体の保証および適格保証人等の要件を充たすものが主体となっております。

貸出金と自行預金の相殺にあたっては、債務者の担保（総合口座を含む）登録のない定期預金を対象としております。

（信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中）

同一業種へ偏ることなく、信用リスクは分散されております。

連結子会社の信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要について、連結子会社が保有している有価証券は政策投資関連の株式で、その保有額が平成18年度は92百万円（連結対象会社総資産の約0.6%）、平成19年度は68百万円（連結対象会社純資産の約0.4%）であることから、ディスクロージャー誌における開示の重要性が大きくないと考えられるため開示を省略しております。

「簡便手法」とは、取引相手のリスク・ウェイトを担保されている部分について担保資産のリスク・ウェイト等に置き換える手法をいいます。

6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要（第2条第2項第5号、第4条第2項第6号）

当行の派生商品取引にかかる取引相手の信用リスクに関しては、オンバランス取引と合算しオン・オフ一体で管理しております。

派生商品取引については、証券国際部で日々のポジション管理を行い、必要に応じて担当役員等へ報告しております。

なお、当行では派生商品取引にかかる保全や引当の算定は行っておりません。

連結子会社の派生商品取引の取引相手のリスクに関するリスク方針及び手続きの概要については、ディスクロージャー誌における開示の重要性が大きくないと考えられるため開示を省略しております。

7. 証券化エクスポージャーに関する事項（第2条第2項第6号、第4条第2項第7号）

イ リスク管理の方針及び手続きの概要

（取引の内容）

当行は、有価証券投資の一環として証券化取引に関与しておりますが、証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターおよびサービスとしての関与はありません。

連結子会社は、平成17年3月期にリース債権を証券化しており、オリジネーターおよびサービスとして証券化に関与しておりますが、投資家としての関与はございません。

(取引に対する取組み方針)

当行および連結子会社においては、新規の証券化または再証券化の予定はありません。

当行は、当該証券投資に当たって証券化商品の仕組みを適切に評価し、当該証券化エクスポージャーの信用リスクを把握するとともに、適格格付機関より付与された格付を基に限度を設定のうえ投資を行っております。

(取引に係るリスクの内容)

有価証券投資の一環として保有する証券化商品は、信用リスクならびに金利リスクを有しておりますが、これは貸出金や有価証券等の取引より発生するものと基本的に変わるものではありません。

連結子会社が保有する劣後受益権に関連し、信用リスクならびに金利リスクを有しておりますが、これは貸出金や有価証券等の取引より発生するものと基本的に変わるものではありません。

また、証券化したリースの債権プールのプリペイメント率及びデフォルト率等の変化により劣後受益権の時価が変動するリスクを有しております。

(取引に係るリスク管理体制)

当行においての証券化取引の取組みに当たっては、当該キャッシュフローの把握等により時価の把握に努めるとともに、格付の動向を定期的に把握し、信用リスク動向の管理を行っております。

連結子会社においての証券化取引の取組みに当たっては、リスク管理を重要不可欠の事項としてとらえ、厳格なリスク管理体制の構築に努めております。

ロ 信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当行および連結子会社では証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット額の算出には「標準的手法」を使用しております。

「標準的手法」とは、外部格付機関が付与する格付に応じ、監督当局が設定したリスク・ウェイトを使用して信用リスク量を算出する手法をいいます。

ハ 証券化取引に関する会計方針

(会計方針)

当行の投資家としての会計上の処理につきましては、金融商品会計基準にしたがって会計処理を実施しております。

連結子会社の証券化取引の会計上処理につきましては、金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転したことにより金融資産の消滅を認識する売却処理を採用しております。

(資産売却の認識)

証券化取引における資産の売却は、証券化取引の委託者である連結子会社が、アレンジャーに優先受益権を売却した時点で認識しております。

ニ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定については、以下の5社を採用しています。

- ・株式会社格付投資情報センター (R&I)
- ・株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス (S&P)
- ・フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

なお、証券化エクスポージャーの種類による格付機関の使い分けは行っておりません。

連結子会社の証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称については、連結子会社が保有している有価証券は政策投資関連の株式で、その保有額は平成18年度は92百万円(連結対象会社総資産の約0.6%)、平成19年度は68百万円(連結対象会社総資産の約0.4%)であることから、ディスクロージャー誌における開示の重要性が大きいと考えられるため開示を省略しております。

8. マーケット・リスクに関する事項(第2条第2項第7号、第4条第2項第8号)

当行および連結子会社では、自己資本比率の算出において、マーケット・リスク相当額に係る額を参入していないため、該当ありません。

9. オペレーショナル・リスクに関する事項(第2条第2項第8号、第4条第2項第9号)

イ リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクとは、銀行の業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により、当行が損失を被るリスクをいいます。

当行では、オペレーショナル・リスクについては、事務リスク、システムリスク、人的リスク、有形資産リスク(災害リスク)、風評リスク、法務リスク、その他のオペレーショナル・リスク等の幅広いリスクと考え、各リスク管理の規程・マニュアル等を定め、リスクの適切な把握、管理を行うとともに管理手法・管理態勢の整備強化に取り組んでおります。

○事務リスク

事務リスクとは、「役職員が正確な事務処理を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失が発生したり、また、お客さまとのトラブル等に起因して信用低下等が生じるリスク」をいいます。

当行では、事務リスク管理規程等を定め、事務全般に関するリスクを適正・的確に把握することにより適切なリスク管理を実施し、事務の正確性を堅持する態勢を構築しております。

○システムリスク

システムリスクとは、「コンピュータシステムのダウン・誤作動等のシステム不備やシステムの不正使用により損失を被るリスク」をいいます。

当行では、システムリスク管理規程、セキュリティポリシー(情報資産保護の基本方針)等を定め、システムの安全稼働やシステムに関する情報資産の保護・安全な利用に向け、管理態勢の強化に取り組んでおります。

○人的リスク

人的リスクとは、人事運営上の不公平・不公正(報酬・手当・解雇等の問題)・差別的行為(セクシュアルハラスメント等)等により損失を被るリスクをいいます。

当行では、人的リスク管理規程を定め、人的リスクを把握・評価・コントロールし、健全な就労状況および職場環境を維持する態勢を構築しております。

○有形資産リスク(災害リスク)

有形資産リスクとは、自然災害や外部要因または役職員の過失による土地・建物・什器備品(オンライン機器を除く)等の有形資産の損傷等により損失を被るリスクをいいます。

○風評リスク

風評リスクとは、当行に対する報道、記事、噂などにより、当行の評判・信用が著しく低下し、当行の経営上重大な影響を及ぼす（顧客・利益・競争力を喪失する）又は経営危機につながる恐れのあるリスクをいいます。

当行では、「風評リスク管理規程」を定め、日頃から監視・収集すべき風評情報および担当部署を明確にし、当行の評判・信用低下の防止に努めております。

○法務リスク

法務リスクとは、業務の決定、執行、契約の締結等において、法律関係に不確実性、不備があることにより信用の毀損または損失を被るリスク、及びコンプライアンスの欠如や不徹底により信用の毀損または損失を被るリスクをいいます。

当行では、「法務リスク管理規程」を定め、法務リスクを的確に把握・評価し、重要な事項等について外部専門家の活用によりコントロール・削減する態勢を構築しております。

○その他のオペレーショナル・リスク

上記以外のリスクをいいます。例えば、業務の外部委託により、委託先で発生した事故やトラブル等が原因で損失を被る外部委託リスクなど。

連結子会社のオペレーショナル・リスクについては、所管部署との連携を図りながらリスクの適切な管理態勢の強化に努めております。

□ オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当行および連結子会社の自己資本比率規制上のオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては、「基礎的手法」を採用しております。

「基礎的手法」とは、1年間の粗利益に0.15を掛けた金額の、直近3年間の平均値をオペレーショナル・リスク相当額とする手法です。

10. 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要（第2条第2項第9号、第4条第2項第10号）

当行では、「市場リスクを的確に把握するとともに、経営戦略、経営体力、業務の規模・特性に見合った管理・コントロールの実施により、業務運営の健全性・適切性を確保し、安定的な収益の確保を目指す」という市場リスクの基本方針に則り、株式等のリスク管理を行っております。

投資金額については、先行きの金利や株式等の見通しに基づく期待収益率と、相場変動リスクおよび運用対象間の相関関係を考慮した市場部門のリスク・リターンを検討し、半期毎の運用枠を決定しております。

株式等の価格変動リスクの計測は、VaR（バリュー・アット・リスク）により行っております。信頼水準は99%、保有期間は1年（240営業日）として計測し、毎月、取締役会に報告しております。

株式等の評価については、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法（定額法）により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。

株式等について、会計方針等を変更した場合は財務諸表等規則第8条の3に基づき、変更の理由や影響額について財務諸表の注記に記載しております。

連結子会社の出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要については、連結子会社が保有している有価証券は政策投資関連の株式で、その保有額が平成18年度は92百万円（連結対象会社総資産の約0.6%）、平成19年度は68百万円（連結対象会社総資産の約0.4%）であることから、ディスクロージャー誌における開示の重要性が大きいと考えられるため開示を省略しております。

VaR（バリュー・アット・リスク）とは、保有ポートフォリオが、市場の不利な変動により、一定確率のもとで、一定期間後に被る最大予想損失額をいいます。

11. 銀行勘定における金利リスクに関する事項（第2条第2項第10号、第4条第2項第11号）

イ リスク管理の方針及び手続きの概要

（リスク管理の方針）

銀行の運用・調達手段の多様化ならびにデリバティブなどの金融技術の発展に伴い、金利変動が銀行の収益におよぼす影響はますます大きくなっております。

当行は、このような直接収益に係わる金利リスクをはじめとする市場リスクを適切にコントロールし、安定的な収益を確保することを基本方針としております。

（手続きの概要）

当行では、市場リスクを適切にコントロールするため、ALM（Asset Liability Management）委員会を設置し、資産・負債の総合管理態勢を整備するとともにリスク管理態勢の高度化を図っております。

毎月開催するALM委員会において、経済や金融環境の予測を行い、資産・負債の量や利回り、期間などを分析し、各種リスクへの適切な対応策を協議した取組方針を取締役会へ報告するなど、最適な資産・負債構造の構築に努めております。

連結子会社においては、金利リスクを抑制することを基本方針としており、当行の所管部署により適切に管理しております。

□ 銀行が内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

現在、当行では預金、貸出金、有価証券等のリスク量について、VaR（バリュー・アット・リスク）、BPV（ベース・ポイント・バリュー）を活用しております。具体的には、以下の基本ルールに沿って、リスク管理方法の高度化・厳正化に取り組んでおります。

○リスクを計量化して把握・管理することが可能なリスクについては、VaR（バリュー・アット・リスク）、BPV（ベース・ポイント・バリュー）などを用いたリスク分析によって計量化し、期待するリターンや当行の経営体力に見合うようコントロールする態勢の整備に取り組んでおります。

○有価証券についてはストレステストなどにより、計量化手法や管理方法の妥当性・有効性を検証し、リスク管理の実効性を確保するとともに、計量化方法の高度化・精緻化に努めております。

連結子会社を含めた金利リスク量については、連結子会社の金利感応性のあるバンキング勘定の資産・負債等が当行と比較して僅少であるため算出しておりません。

BPV（ベース・ポイント・バリュー）とは、金利水準が1ベースポイント（1BP=0.01%）変動したときに保有ポートフォリオに生じる時価変化額をいいます。

単体情報

●バーゼルⅡ第3の柱に基づく開示事項 <定量的な開示事項>

自己資本の構成に関する事項（第2条第3項第1号）

自己資本の構成

（単位：百万円）

項目	平成19年3月31日	平成20年3月31日	項目	平成19年3月31日	平成20年3月31日
(自己資本)			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	22	22
資本金	8,000	8,000	告示第41条第1項第3号に掲げるもの及びこれに準ずるもの	—	—
うち非累積的永久優先株	—	—	告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるもの及びこれらに準ずるもの	—	—
新株式申込証拠金	—	—	短期劣後債務及びこれに準ずるもの	—	—
資本準備金	5,759	5,759	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	—	—
その他資本剰余金	—	—	内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	—	—
利益準備金	2,724	2,724	PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額	—	—
その他利益剰余金	10,659	11,091	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つ/0ストリップ（告示第247条を準用する場合を含む。）	—	—
その他の	—	—	控除項目不算入額(△)	—	—
自己株式(△)	99	119	(控除項目)計(E)	22	22
自己株式申込証拠金	—	—	自己資本額(D-E)(F)	30,720	31,156
社外流出予定額(△)	155	155			
その他有価証券の評価差損(△)	—	—			
新株予約権	—	—			
営業権相当額(△)	—	—			
のれん相当額(△)	—	—			
企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—	(リスク・アセット等)		
証券化取引により増加した自己資本に相当する額(△)	—	—	資産(オン・バランス)項目	304,851	311,853
内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額(△)	—	—	オフ・バランス取引等項目	1,841	1,631
※繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計(上記各項目の合計額)	—	—	マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額	—	—
※繰延税金資産の控除金額(△)	—	—	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	21,183	21,273
[基本的項目]計(A)	26,887	27,300	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た額	—	—
うち告示第40条第2項に掲げるものの額及び基本的項目の額に占める割合	(—%)	(—%)	合 計(G)	327,876	334,758
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	1,806	1,785	単体総所要自己資本額(Gに4%を乗じた額)	13,115	13,390
一般貸倒引当金	2,165	2,223			
内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額	—	—			
負債性資本調達手段等	—	—			
告示第41条第1項第3号に掲げるもの	—	—			
告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるもの	—	—			
補完的項目不算入額(△)	115	130			
[補完的項目]計(B)	3,855	3,878			
短期劣後債務	—	—			
準補完的項目不算入額(△)	—	—			
[準補完的項目]計(C)	—	—	自己資本比率(国内基準)(F)/(G)	9.36%	9.30%
自己資本総額(A+B+C)(D)	30,743	31,178	参考:Tier1比率(国内基準)(A)/(G)	8.20%	8.15%

自己資本の充実度に関する事項（第2条第3項第2号）

イ 信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額
信用リスクに対する所要自己資本の額

資産（オン・バランス）項目

（単位：百万円）

項 目	(参考) 告示で定める リスク・ウェイト (%)	所要自己資本の額	
		平成18年度	平成19年度
1. 現金	0	—	—
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	—	—
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	0~100	—	—
4. 国際決済銀行等向け	0	—	—
5. 我が国の地方公共団体向け	0	—	—
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~100	11	11
7. 国際開発銀行向け	0~100	—	—
8. 我が国の政府関係機関向け	10~20	24	23
9. 地方3公社向け	20	60	61
10. 金融機関及び証券会社向け	20~100	426	630
11. 法人等向け	20~100	5,935	5,831
12. 中小企業等向け及び個人向け	75	2,334	2,410
13. 抵当権付住宅ローン	35~100	676	628
14. 不動産取得等事業向け	100	1,494	1,436
15. 3月以上上延滞等	50~150	68	88
16. 取立未済手形	20	—	—
17. 信用保証協会等による保証付	10	183	171
18. 株式会社産業再生機構による保証付	10	—	—
19. 出資等	100	446	460
20. 上記以外	100	518	673
21. 証券化(オリジネーターの場合)	20~100	—	—
22. 証券化(オリジネーター以外の場合)	20~350	12	47
23. 複数の資産を裏付とする資産(所謂ファン のうち、個々の資産の把握が困難な資産 合 計	—	—	—
	—	12,194	12,474

(注) 3月以上延滞等には、3月以上延滞した者に係るエクスポージャーおよび引当割合案前の段階でリスク・ウェイトが150%となるエクスポージャーに係る所要自己資本の額を記載しております。

オフ・バランス項目

（単位：百万円）

項 目	掛 目 (%)	所要自己資本の額	
		平成18年度	平成19年度
1. 任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	0	—	—
2. 原契約期間が1年以下のコミットメント	20	12	14
3. 短期の貿易関連偶発債務	20	0	0
4. 特定の取引に係る偶発債務 (うち経過措置を適用する元本補てん信託契約)	50 50	7 —	9 —
5. N I F 又は R U F	50 <75>	—	—
6. 原契約期間が1年超のコミットメント	50	1	4
7. 内部格付手法におけるコミットメント	<75>	—	—
8. 信用供与に直接的に代替する偶発債務 (うち借入金金の保証) (うち有価証券の保証) (うち手形引受) (うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約) (うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供)	100 100 100 100 100	51 11 — — —	36 8 — — —
9. 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除後) 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除前) 控 除 額 (△)	— 100 —	— 0 —	— — —
10. 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	100	0	—
11. 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供 又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	100	—	—
12. 派生商品取引 (1) 外為関連連取引 (2) 金利関連連取引 (3) 金関連連取引 (4) 株式関連連取引 (5) 貴金属(金を除く)関連取引 (6) その他のコモディティ関連取引 (7) クレジット・デリバティブ取引 (カウンター・パーティー・リスク)	— — — — — — —	0 0 — — — — —	0 0 — — — — —
一括清算ネットティング契約による与信相対額削減効果(△)	—	—	—
13. 長期決済期間取引	—	—	—
14. 未決済取引	—	—	—
15. 証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	0~100	—	—
16. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー 合 計	100 —	— 73	— 65

ホ オペレーショナルリスクに対する所要自己資本の額及びこのうち銀行が使用する次に掲げる手法ごとの額
オペレーショナルリスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

	平成18年度	平成19年度
オペレーショナルリスクに対する所要自己資本額	847	850
うち基礎的手手法	847	850
うち粗利益配分手手法	—	—
うち先進的計測手法	—	—

信用リスクに関する次に掲げる事項（第2条第3項第3号）

イ 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及びエクスポージャーの主な種類別の内訳

ロ 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳

ハ 3ヶ月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及び区分ごとの内訳

信用リスクに関するエクスポージャーに関する期末残高および3ヶ月以上延滞エクスポージャーの期末残高（地域別、業種別、残存期間別）

(単位：百万円)

	信用リスクエクスポージャー期末残高									
	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引				債券		デリバティブ取引		3ヶ月以上延滞エクスポージャー	
	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度
国内計	537,463	538,991	399,730	403,821	83,391	85,415	5	1	3,306	3,102
国外計	23,811	26,405	—	—	23,811	26,314	—	—	—	337
地域別合計	561,274	565,396	399,730	403,821	107,202	111,730	5	1	3,306	3,440
製造業	52,722	51,327	44,739	43,624	6,028	6,075	—	—	553	469
農業	1,100	631	1,099	631	—	—	—	—	13	—
林業	436	342	436	342	—	—	—	—	467	7
漁業	63	55	63	55	—	—	—	—	—	—
鉱業	422	377	359	377	—	—	—	—	—	—
建設業	45,799	44,486	45,234	44,235	450	200	—	—	477	314
電気・ガス・熱供給・水道業	7,093	9,094	6,219	8,188	—	—	—	—	—	—
情報通信業	1,543	1,566	759	868	711	590	—	—	—	—
運輸	12,192	15,338	10,388	14,108	1,419	819	—	—	42	—
卸・小売業	49,800	49,327	48,303	47,841	1,326	1,279	—	—	220	586
金融・保険業	71,551	65,625	12,996	9,390	32,753	38,680	0	0	—	337
不動産業	62,217	59,738	59,314	57,207	1,816	1,311	—	—	893	798
各種サービス業	79,814	78,557	77,798	76,761	1,598	1,387	—	—	267	530
国・地方公共団体	77,494	82,719	16,225	21,196	61,097	61,385	—	—	—	—
個人の	76,008	79,192	75,777	78,991	—	—	—	—	370	395
その他の	23,013	27,015	14	—	—	—	5	1	—	—
業種別合計	561,274	565,396	399,730	403,821	107,202	111,730	5	1	3,306	3,440
1年以下	163,170	174,717	137,514	141,732	5,424	19,703	5	1	137	91
1年超3年以下	69,474	60,693	31,556	31,489	37,917	29,203	—	—	172	456
3年超5年以下	57,468	56,710	42,577	43,191	14,890	13,518	—	—	260	220
5年超7年以下	29,474	34,328	25,098	28,287	4,376	6,041	—	—	223	127
7年超10年以下	51,246	51,784	37,254	33,953	13,907	17,831	—	—	325	622
10年超	155,390	148,159	125,400	124,988	29,990	23,161	—	—	1,116	1,182
期間の定めのないもの	35,049	39,002	330	178	695	2,269	—	—	1,070	738
残存期間別合計	561,274	565,396	399,730	403,821	107,202	111,730	5	1	3,306	3,440

- (注) 1. デリバティブ取引の業種別のその他は、業種の区分ができないものを記載しております。
2. 信用リスクエクスポージャー期末残高並びに、貸出金、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引の残存期間別残高は、部分直接償却後の貸出金の残存期間が把握できないため、部分直接償却額を1年以下から控除して記載しております。なお、残存期間1年以下から控除した部分直接償却額は、信用リスクエクスポージャー期末残高では平成18年度が1,023百万円、平成19年度が800百万円、貸出金、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引では平成18年度が1,023百万円、平成19年度が799百万円であります。
3. 3ヶ月以上延滞エクスポージャーの残存期間別残高は、部分直接償却後の貸出金の残存期間が把握できないため、部分直接償却額を期間の定めのないものから控除して記載しております。なお、期間の定めのないものから控除した部分直接償却額は、平成18年度は1,519百万円、平成19年度は1,822百万円であります。

二 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定の期末残高および期中増減額

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
一般貸倒引当金	平成18年度	2,233	2,165	2,233	2,165
	平成19年度	2,165	2,223	2,165	2,223
個別貸倒引当金	平成18年度	4,924	5,873	4,924	5,873
	平成19年度	5,873	5,211	5,873	5,211
特定海外債権引当勘定	平成18年度	—	—	—	—
	平成19年度	—	—	—	—
合計	平成18年度	7,157	8,039	7,157	8,039
	平成19年度	8,039	7,434	8,039	7,434

(一般貸倒引当金の地域別、業種別内訳)

(単位：百万円)

	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高	
	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度
計	2,233	2,165	2,165	2,223	2,233	2,165	2,165	2,223
内 外 計	—	—	—	—	—	—	—	—
地 域 別 合 計	2,233	2,165	2,165	2,223	2,233	2,165	2,165	2,223
製 造 業	333	304	304	293	333	304	304	293
農 業	13	6	6	4	13	6	6	4
林 業	1	0	0	0	1	0	0	0
漁 業	0	0	0	0	0	0	0	0
鉱 業	0	0	0	0	0	0	0	0
建 設 業	272	385	385	252	272	385	385	252
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	12	15	15	18	12	15	15	18
情 報 通 信 業	4	2	2	2	4	2	2	2
運 輸 業	57	66	66	219	57	66	66	219
卸 ・ 小 売 業	415	298	298	298	415	298	298	298
金 融 ・ 保 険 業	36	125	125	188	36	125	125	188
不 動 産 業	287	214	214	273	287	214	214	273
各 種 サ ー ビ ス 業	567	547	547	467	567	547	547	467
国 ・ 地 方 公 共 団 体	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	230	196	196	200	230	196	196	200
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—
業 種 別 計	2,233	2,165	2,165	2,223	2,233	2,165	2,165	2,223

(個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳)

(単位：百万円)

	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高	
	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度
計	4,924	5,873	5,873	5,211	4,924	5,873	5,873	5,211
内 外 計	—	—	—	—	—	—	—	—
地 域 別 合 計	4,924	5,873	5,873	5,211	4,924	5,873	5,873	5,211
製 造 業	545	933	933	750	545	933	933	750
農 業	3	3	3	1	3	3	3	1
林 業	499	467	467	91	499	467	467	91
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	605	579	579	1,064	605	579	579	1,064
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—
運 輸 業	—	—	—	—	—	—	—	—
卸 ・ 小 売 業	604	1,500	1,500	1,232	604	1,500	1,500	1,232
金 融 ・ 保 険 業	12	—	—	—	12	—	—	—
不 動 産 業	1,395	1,059	1,059	607	1,395	1,059	1,059	607
各 種 サ ー ビ ス 業	1,033	1,123	1,123	1,277	1,033	1,123	1,123	1,277
国 ・ 地 方 公 共 団 体	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	190	173	173	152	190	173	173	152
そ の 他	33	33	33	35	33	33	33	35
業 種 別 計	4,924	5,873	5,873	5,211	4,924	5,873	5,873	5,211

ホ 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額

(単位：百万円)

	貸出金償却	
	平成18年度	平成19年度
製 造 業	109	133
農 業	—	—
林 業	—	361
漁 業	—	—
鉱 業	—	—
建 設 業	158	178
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	—	—
情 報 通 信 業	—	—
運 輸 業	—	—
卸 ・ 小 売 業	587	51
金 融 ・ 保 険 業	17	—
不 動 産 業	370	208
各 種 サ ー ビ ス 業	60	315
国 ・ 地 方 公 共 団 体	—	—
個 人	44	13
そ の 他	—	—
業 種 別 合 計	1,348	1,263

(注) 貸出金償却の額は、部分直接償却の実施額および最終処理により直接償却した額の合計額を記載しております。

へ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高の規定により資本控除した額

リスク・ウェイトの区分毎のエクスポージャー

(単位：百万円)

	エクスポージャーの額			
	平成18年度		平成19年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	—	124,316	—	123,897
10%	—	52,045	—	48,587
20%	7,882	29,778	8,869	28,904
35%	—	48,355	—	44,577
50%	9,684	3,233	14,601	7,529
75%	—	76,747	—	76,414
100%	14,511	197,421	8,288	206,249
150%	—	518	337	578
350%	—	86	—	—
自己資本控除	—	—	—	—
合計	32,077	532,503	32,098	536,739

(注) 1. 適格格付機関が個別格付を付与しているエクスポージャー（告示第51条の個別格付が付与されていないエクスポージャーの取扱いを含む。）は、格付有りに記載しております。
 2. ソブリン並びに、金融機関および証券会社向けエクスポージャーは、格付無しに含めて記載しております。
 3. 担保や保証により信用リスクが削減されているエクスポージャーは、格付無しに含めて記載しておりますが、リスク・ウェイトの区分は、信用リスク削減効果勘案後のリスク・ウェイトに応じて記載しております。

信用リスク削減手法に関する事項（第2条第3項第4号）

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

区 分	信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	
	平成18年度	平成19年度
現金及び自 行 預 金	12,760	11,697
適 格 債 権	2,257	—
適 格 投 資 信 託	—	—
適 格 金 融 資 産 担 保 合 計	15,017	11,697
適 格 保 証	26,978	8,361
適 格 クレジット・デリバティブ	—	—
適 格 保 証、適 格 クレジット・デリバティブ 合 計	26,978	8,361

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項（第2条第3項第5号）

イ 与信相当額の算出に用いる方式

先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額はカレント・エクスポージャー方式にて計算しております。

ロ グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額

(単位：百万円)

	平成18年度	平成19年度
グ ロ ス 再 構 築 コ ス ト の 額 の 合 計 額	0	0

(注) 零を下回らないものに限ります。

ハ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあっては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。）

担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

種類および取引の区分	与信相当額	
	平成18年度	平成19年度
派 生 商 品 取 引	5	1
外 国 為 替 関 連 取 引 及 び 金 関 連 取 引	5	1
金 利 関 連 取 引	—	—
株 式 関 連 取 引	—	—
貴 金 属 関 連 取 引 (金 関 連 取 引 を 除 く。)	—	—
そ の 他 の コ モ デ ィ テ ィ 関 連 取 引	—	—
ク レ ジ ッ ト ・ デ リ バ テ ィ ブ	—	—
合 計	5	1

(注) 原契約期間から営業日以内（14日以内）の外為関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。

ニ グロスの再構築に掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額

(単位：百万円)

	平成18年度	平成19年度
グ ロ ス 再 構 築 コ ス ト の 額 の 合 計 額 及 び グ ロ ス の ア ド オ ン の 合 計 額	—	1
担 保 に よ る 信 用 リ ス ク 削 減 手 法 の 効 果 を 勘 案 す る 前 の 与 信 相 当 額	—	1
差 引	—	0

ホ 担保の種類別の額

信用リスク削減手法に用いた担保の種類および金額
該当ありません。

ヘ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

(単位：百万円)

種類および取引の区分		与信相当額	
		平成18年度	平成19年度
派	生 商 品 取 引	5	1
	外国為替関連取引及び金関連取引	5	1
	金 利 関 連 取 引	—	—
	株 式 関 連 取 引	—	—
	貴金属関連取引(金関連取引を除く。)	—	—
	その他のコモディティ関連取引	—	—
ク	レジット・デリバティブ	—	—
合	計	5	1

(注) 原契約期間が5営業日以内(14日以内)の外為関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。

ト 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額
該当ありません。

チ 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額
該当ありません。

証券化エクスポージャーに関する事項(第2条第3項第6号)

イ 銀行がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

- (1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳(ただし、銀行が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。)
該当ありません。
- (2) 原資産を構成するエクスポージャーのうち、3月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳(ただし、銀行が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。)
該当ありません。
- (3) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
該当ありません。
- (4) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額
該当ありません。
- (5) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳
該当ありません。
- (6) 自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
該当ありません。
- (7) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて
該当ありません。
- (8) 当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略
該当ありません。
- (9) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳
該当ありません。
- (10) 自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額
該当ありません。

ロ 銀行が投資家である証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

- (1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
投資家として保有する証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

	平成18年度	平成19年度
住 宅 ロ ー ン 債 権	—	—
自 動 車 ロ ー ン 債 権	—	—
ク レ ジ ッ ト カ ー ド 与 信 債 権	—	—
リ ー ス 債 権	—	—
商 業 不 動 産 担 保 証 券 (CMBS)	297	—
ク レ ジ ッ ト リ ン ク 債 計	—	1,486
合 計	297	1,486

(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額
投資家として保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト毎の残高及び所要自己資本

(単位：百万円)

	平成18年度		平成19年度	
	残高	所要自己資本	残高	所要自己資本
0%	—	—	—	—
20%	—	—	—	—
50%	—	—	612	12
100%	297	11	874	34
150%	—	—	—	—
350%	—	—	—	—
自己資本控除計	297	11	1,486	47

(3) 自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳該当ありません。

(4) 自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額
当行が投資家として保有する証券化取引の信用リスク・アセット額（自己資本比率告示附則第15条（証券化エクスポージャーに関する経過措置）の適用により算出されるリスク・アセット額）は平成18年度は297百万円、平成19年度は該当ありません。

銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項（第2条第3項第8号）

イ 貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額

出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

	平成18年度		平成19年度	
	貸借対照表額	時価	貸借対照表額	時価
上場している出資等又は株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額	17,783	—	12,315	—
上記に該当しない出資等又は株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額	1,284	—	2,770	—
合計	19,067	19,067	15,086	15,086

(注) ファンドの中で運用されている株式等エクスポージャーは含まれておりません。

子会社・関連会社株式の貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

	貸借対照表額	
	平成18年度	平成19年度
子会社・子法人等	13	13
関連法人等	—	—
合計	13	13

ロ 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

銀行勘定における出資等または株式等エクスポージャー

(単位：百万円)

	平成18年度	平成19年度
売却損益額	760	9
償却損益額	196	506

ハ 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額は平成18年度は7,471百万円、平成19年度は2,428百万円であります。

ニ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

ホ 海外営業拠点を有する銀行については、自己資本比率告示第18条第1項第1号の規定により補完的項目に算入した額

該当ありません。

銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額（第2条第3項第10号）

銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

(単位：百万円)

	平成18年度	平成19年度
金利ショックに対する経済的価値の増減額（アウトライヤー基準による上方金利ショック下（99%タイル値）での現在価値変動額）	△952	△1,074

連結情報

●バーゼルⅡ第3の柱に基づく開示事項 <定量的な開示事項>

自己資本比率告示第8条第1項第2号イからハまで又は第31条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額(第4条第3項第1号)

自己資本比率告示第8条第1項第2号イからハまで又は第31条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社は該当ありません。

自己資本の構成に関する事項 (第4条第3項第2号)

自己資本の構成

(単位:百万円)

項目	平成19年3月31日	平成20年3月31日	項目	平成19年3月31日	平成20年3月31日
(自己資本)			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	22	22
資本金	8,000	8,000	告示第29条第1項第3号に掲げるもの及びこれに準ずるもの	—	—
うち非累積的永久優先株	—	—	告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるもの及びこれらに準ずるもの	—	—
新株式申込証拠金	—	—	短期劣後債務及びこれに準ずるもの	—	—
資本剰余金	5,759	5,759	告示第31条第1項第2号に規定する連結の範囲に含まれないものに対する投資に相当する額	—	—
利益剰余金	13,613	14,064	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	—	—
自己株式(△)	99	119	内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	—	—
自己株式申込証拠金	—	—	P D / L G D 方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額	—	—
社外流出予定額(△)	157	157	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップ(告示第247条を準用する場合を含む。)	—	—
その他有価証券の評価差損(△)	—	—	控除項目不算入額(△)	—	—
為替換算調整勘定	—	—	(控除項目)計(E)	22	22
新株予約権	—	—	自己資本額(D-E)(F)	33,113	33,747
連結子法人等の少数株主持分	2,110	2,293			
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—			
営業権相当額(△)	—	—			
のれん相当額(△)	—	—			
企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—	(リスク・アセット等)		
証券化取引により増加した自己資本に相当する額(△)	—	—	資産(オン・バランス)項目	313,602	319,916
内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額(△)	—	—	オフ・バランス取引等項目	1,842	1,631
※繰延税金資産の控除前の【基本的項目】計(上記各項目の合計額)	—	—	マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額	—	—
※繰延税金資産の控除金額(△)	—	—	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	21,281	21,447
[基本的項目]計(A)	29,225	29,840	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た額	—	—
うち告示第28条第2項に掲げるものの額及び基本的項目に占める割合(—%)	(—%)	(—%)	合計(G)	336,725	342,995
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	1,806	1,785	連結総所要自己資本額(G)に4%を乗じた額	13,469	13,719
一般貸倒引当金	2,302	2,331			
内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額	—	—			
負債性資本調達手段等	—	—			
告示第29条第1項第3号に掲げるもの	—	—			
告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるもの	—	—			
補完的項目不算入額(△)	198	187			
[補完的項目]計(B)	3,911	3,929			
短期劣後債務	—	—			
準補完的項目不算入額(△)	—	—			
[準補完的項目]計(C)	—	—	自己資本比率(国内基準)(F)/(G)	9.83%	9.83%
自己資本総額(A+B+C)(D)	33,136	33,770	参考:Tier1比率(国内基準)(A)/(G)	8.67%	8.69%

自己資本の充実度に関する事項（第4条第3項第3号）

イ 信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額
信用リスクに対する所要自己資本の額

資産（オン・バランス）項目

（単位：百万円）

項 目	(参考) 告示で定める リスク・ウェイト (%)	所要自己資本の額	
		平成18年度	平成19年度
1. 現 金	0	—	—
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	—	—
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	0~100	—	—
4. 国際決済銀行等向け	0	—	—
5. 我が国の地方公共団体向け	0	—	—
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~100	11	11
7. 国際開発銀行向け	0~100	—	—
8. 我が国の政府関係機関向け	10~20	24	23
9. 地方3公社向け	20	60	61
10. 金融機関及び証券会社向け	20~100	427	630
11. 法人等向け	20~100	5,910	6,096
12. 中小企業等向け及び個人向け	75	2,333	2,410
13. 抵当権付住宅ローン	35~100	675	625
14. 不動産取得等事業向け	100	1,494	1,435
15. 3月以上上延滞等	50~150	69	89
16. 取立未済手形	20	—	—
17. 信用保証協会等による保証付	10	183	171
18. 株式会社産業再生機構による保証付	10	—	—
19. 出資等	100	446	461
20. 上記以外	100	895	732
21. 証券化(オリジネーターの場合)	20~100	—	—
22. 証券化(オリジネーター以外の場合)	20~350	12	47
23. 複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、 個々の資産の把握が困難な資産 合 計	—	—	—
	—	12,544	12,796

(注) 3月以上延滞等には、3月以上延滞した者に係るエクスポージャーおよび引当割合案前の段階でリスク・ウェイトが150%となるエクスポージャーに係る所要自己資本の額を記載しております。

オフ・バランス項目

（単位：百万円）

項 目	掛 目 (%)	所要自己資本の額	
		平成18年度	平成19年度
1. 任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	0	—	—
2. 原契約期間が1年以下のコミットメント	20	12	14
3. 短期の貿易関連偶発債務	20	0	0
4. 特定の取引に係る偶発債務 (うち経過措置を適用する元本補てん信託契約)	50	7	9
	50	—	—
5. N I F 又 は R U F	<75>	—	—
6. 原契約期間が1年超のコミットメント	50	1	4
7. 内部格付手法におけるコミットメント	<75>	—	—
8. 信用供与に直接に代替する偶発債務 (うち借入金(保証))	100	51	36
(うち有価証券(保証))	100	11	8
(うち手形(引受))	100	0	0
(うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約)	100	—	—
(うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供)	100	—	—
9. 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除後) 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除前)	—	0	—
控 除 額 (△)	100	0	—
10. 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	100	0	—
11. 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供 又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	100	—	—
12. 派 生 商 品 取 引 (1) 外 為 関 連 取 引	—	0	0
(2) 金 利 関 連 取 引	—	0	0
(3) 金 関 連 取 引	—	—	—
(4) 株 式 関 連 取 引	—	—	—
(5) 貴 金 属 (金 を 除 く) 関 連 取 引	—	—	—
(6) そ の 他 の コ モ デ ィ テ ィ 関 連 取 引	—	—	—
(7) クレジット・デリバティブ取引 (カウンター・パーティー・リスク)	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)	—	—	—
13. 長期決済期間取引	—	—	—
14. 未 決 済 取 引	—	—	—
15. 証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び 適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	0~100	—	—
16. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー 合 計	100	73	65

ホ オペレーショナルリスクに対する所要自己資本の額及びこのうち連結グループが使用する次に掲げる手法ごとの額
オペレーショナルリスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

	平成18年度	平成19年度
オペレーショナルリスクに対する所要自己資本額	851	857
うち基礎的手手法	851	857
うち粗利益配分手手法	—	—
うち先進的計測手法	—	—

信用リスクに関する次に掲げる事項（第4条第3項第4号）

イ 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及びエクスポージャーの主な種類別の内訳

ロ 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳

ハ 3ヶ月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及び区分ごとの内訳

信用リスクに関するエクスポージャーに関する期末残高および3ヶ月以上延滞エクスポージャーの期末残高（地域別、業種別、残存期間別）

(単位：百万円)

	信用リスクエクスポージャー期末残高									
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引		3ヶ月以上延滞エクスポージャー	
	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度
国内計	546,520	547,171	395,588	398,961	83,391	85,415	6	1	3,735	3,573
国外計	23,811	26,405	—	—	23,811	26,314	—	—	—	337
地域別合計	570,331	573,576	395,588	398,961	107,202	111,730	6	1	3,735	3,911
製造業	52,722	51,327	44,739	43,624	6,028	6,075	—	—	559	475
農業	1,100	631	1,099	631	—	—	—	—	13	—
林業	436	342	436	342	—	—	—	—	467	7
漁業	63	55	63	55	—	—	—	—	—	—
鉱業	422	377	359	377	—	—	—	—	—	—
建設業	45,799	44,486	45,234	44,235	450	200	—	—	477	314
電気・ガス・熱供給・水道業	7,093	9,094	6,219	8,188	—	—	—	—	—	—
情報通信業	1,544	1,567	759	868	711	590	—	—	—	—
運輸業	12,213	15,359	10,388	14,108	1,419	819	—	—	71	—
卸売業	49,800	49,327	48,303	47,841	1,326	1,279	—	—	220	586
金融・保険業	71,637	65,645	12,996	9,390	32,753	38,680	0	0	—	337
不動産業	62,217	59,738	59,314	57,207	1,816	1,311	—	—	893	798
各種サービス業	75,671	73,702	73,656	71,901	1,598	1,387	—	—	294	557
国・地方公共団体	77,494	82,719	16,225	21,196	61,097	61,385	—	—	—	—
個人	76,136	79,192	75,777	78,991	—	—	—	—	737	659
その他	35,976	40,008	14	—	—	—	5	1	—	173
業種別計	570,331	573,576	395,588	398,961	107,202	111,730	6	1	3,735	3,911
1年以下	163,256	174,721	137,454	141,657	5,424	19,703	5	1	137	265
1年超3年以下	68,799	58,858	30,881	29,654	37,917	29,203	0	—	172	456
3年超5年以下	54,061	53,760	39,170	40,241	14,890	13,518	—	—	260	220
5年超7年以下	29,474	34,328	25,098	28,287	4,376	6,041	—	—	223	127
7年超10年以下	51,246	51,784	37,254	33,953	13,907	17,831	—	—	325	622
10年以上	155,390	148,159	125,400	124,988	29,990	23,161	—	—	1,116	1,182
期間の定めのないもの	48,102	51,963	330	178	695	2,269	—	—	1,499	1,035
残存期間別合計	570,331	573,576	395,588	398,961	107,202	111,730	6	1	3,735	3,911

- (注) 1. デリバティブ取引の業種別のその他は、業種の区分ができないものを記載しております。
 2. 信用リスクエクスポージャー期末残高並びに、貸出金、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引の残存期間別残高は、部分直接償却後の貸出金の残存期間が把握できないため、部分直接償却額を1年以下から控除して記載しております。なお、残存期間1年以下から控除した部分直接償却額は、信用リスクエクスポージャー期末残高では平成18年度が1,023百万円、平成19年度が800百万円、貸出金、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引では平成18年度が1,023百万円、平成19年度が799百万円であります。
 3. 3ヶ月以上延滞エクスポージャーの残存期間別残高は、部分直接償却後の貸出金の残存期間が把握できないため、部分直接償却額を期間の定めのないものから控除して記載しております。なお、期間の定めのないものから控除した部分直接償却額は、平成18年度が1,519百万円、平成19年度は1,822百万円であります。

ニ 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定の期末残高および期中増減額

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
一般貸倒引当金	平成18年度	2,383	2,302	2,383	2,302
	平成19年度	2,302	2,331	2,302	2,331
個別貸倒引当金	平成18年度	5,343	6,577	5,343	6,577
	平成19年度	6,577	5,756	6,577	5,756
特定海外債権引当勘定	平成18年度	—	—	—	—
	平成19年度	—	—	—	—
合計	平成18年度	7,727	8,880	7,727	8,880
	平成19年度	8,880	8,088	8,880	8,088

(一般貸倒引当金の地域別、業種別内訳)

(単位:百万円)

	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高	
	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度
計	2,383	2,302	2,302	2,331	2,383	2,302	2,302	2,331
国内	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別	2,383	2,302	2,302	2,331	2,383	2,302	2,302	2,331
製造業	333	304	304	293	333	304	304	293
農業	13	6	6	4	13	6	6	4
林業	1	0	0	0	1	0	0	0
漁業	0	0	0	0	0	0	0	0
鉱業	0	0	0	0	0	0	0	0
建設業	272	385	385	252	272	385	385	252
電気・ガス・熱供給・水道業	12	15	15	18	12	15	15	18
情報通信業	4	2	2	2	4	2	2	2
運輸業	57	66	66	219	57	66	66	219
卸・小売業	415	298	298	298	415	298	298	298
金融・保険業	36	125	125	188	36	125	125	188
不動産業	287	214	214	273	287	214	214	273
各種サービス業	559	539	539	458	559	539	539	458
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—
個人の他	352	300	300	285	352	300	300	285
その他	36	40	40	32	36	40	40	32
業種別計	2,383	2,302	2,302	2,331	2,383	2,302	2,302	2,331

(個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳)

(単位:百万円)

	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高	
	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度
計	5,343	6,577	6,577	5,756	5,343	6,577	6,577	5,756
国内	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別	5,343	6,577	6,577	5,756	5,343	6,577	6,577	5,756
製造業	545	933	933	751	545	933	933	751
農業	3	3	3	1	3	3	3	1
林業	499	467	467	91	499	467	467	91
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	605	579	579	1,064	605	579	579	1,064
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業	—	—	—	—	—	—	—	—
卸・小売業	604	1,500	1,500	1,232	604	1,500	1,500	1,232
金融・保険業	12	—	—	—	12	—	—	—
不動産業	1,395	1,059	1,059	607	1,395	1,059	1,059	607
各種サービス業	1,033	1,123	1,123	1,298	1,033	1,123	1,123	1,298
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—
個人の他	411	677	677	510	411	677	677	510
その他	232	233	233	200	232	233	233	200
業種別計	5,343	6,577	6,577	5,756	5,343	6,577	6,577	5,756

ホ 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額

(単位:百万円)

	貸出金償却	
	平成18年度	平成19年度
製造業	109	133
農業	—	—
林業	—	361
漁業	—	—
鉱業	—	—
建設業	158	178
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	—	—
運輸業	—	—
卸・小売業	587	51
金融・保険業	17	—
不動産業	370	208
各種サービス業	60	315
国・地方公共団体	—	—
個人の他	72	14
その他	25	—
業種別合計	1,402	1,264

(注) 1. 貸出金償却の額は、部分直接償却の実施額および最終処理により直接償却した額の合計額を記載しております。
2. 平成18年度のリース資産および割賦債権の償却額は、その他に計上しております。

へ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高の規定により資本控除した額

リスク・ウェイトの区分毎のエクスポージャー

(単位：百万円)

	エクスポージャーの額			
	平成18年度		平成19年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	—	94,036	—	96,006
10%	—	52,268	—	48,847
20%	7,882	29,715	8,869	30,486
35%	—	48,617	—	44,847
50%	9,684	3,197	14,601	3,897
75%	—	88,333	—	91,481
100%	14,511	225,229	8,288	229,218
150%	—	505	337	603
350%	—	86	—	—
自己資本控除	—	—	—	—
合計	32,077	541,989	32,098	545,390

(注) 1. 適格格付機関が個別格付を付与しているエクスポージャー（告示第51条の個別格付が付与されていないエクスポージャーの取扱いを含む。）は、格付有りに記載しております。
 2. ソブリン並びに、金融機関および証券会社向けエクスポージャーは、格付無しに含めて記載しております。
 3. 担保や保証により信用リスクが削減されているエクスポージャーは、格付無しに含めて記載しておりますが、リスク・ウェイトの区分は、信用リスク削減効果勘案後のリスク・ウェイトに応じて記載しております。

信用リスク削減手法に関する事項（第4条第3項第5号）

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

区 分	信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	
	平成18年度	平成19年度
現金及び自己預金	12,760	11,697
適格債権	—	—
適格株式	—	—
適格投資信託	—	—
適格金融資産担保合計	12,760	11,697
適格保証	4,737	8,361
適格クレジット・デリバティブ	—	—
適格保証、適格クレジット・デリバティブ合計	4,737	8,361

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項（第4条第3項第6号）

イ 与信相当額の算出に用いる方式

先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額はカレント・エクスポージャー方式にて計算しております。

ロ グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額

(単位：百万円)

	平成18年度	平成19年度
グロス再構築コストの額の合計額	0	0

(注) 零を下回らないものに限ります。

ハ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあっては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。）

担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

種類および取引の区分	与信相当額	
	平成18年度	平成19年度
派 生 商 品 取 引	5	1
外国為替関連取引及び金関連取引	5	1
金利関連取引	0	0
株式関連取引	—	—
貴金属関連取引（金関連取引を除く。）	—	—
その他のコモディティ関連取引	—	—
クレジット・デリバティブ	—	—
合計	5	1

(注) 原契約期間が5営業日以内（14日以内）の外為関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。

ニ グロスの再構築に掛ける合計額及びグロスのアドオンの合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額

(単位：百万円)

	平成18年度	平成19年度
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオンの合計額	—	1
担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額	—	1
差 引	—	0

ホ 担保の種類別の額

該当ありません。

へ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

(単位：百万円)

種類および取引の区分	与信相当額	
	平成18年度	平成19年度
派 生 商 品 取 引	5	1
外国為替関連取引及び金関連取引	5	1
金利関連取引	0	0
株式関連取引	—	—
貴金属関連取引(金関連取引を除く。)	—	—
その他のコモディティ関連取引	—	—
クレジット・デリバティブ	—	—
合 計	5	1

(注) 原契約期間が5営業日以内(14日以内)の外為関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。

ト 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額
該当ありません。

チ 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額
該当ありません。

証券化エクスポージャーに関する事項(第4条第3項第7号)

イ 連結グループがオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳(ただし、連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。)

(単位：百万円)

	平成18年度	平成19年度
住 宅 ロ ー ン 債 権	—	—
自 動 車 ロ ー ン 債 権	—	—
ク レ ジ ッ ト カ ー ド 与 信	—	—
リ ー ス 債 権	632	250
事 業 者 向 け 債 権	—	—
合 計	632	250

(2) 原資産を構成するエクスポージャーのうち、3月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳(ただし、連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。)
該当ありません。

(3) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位：百万円)

	平成18年度	平成19年度
住 宅 ロ ー ン 債 権	—	—
自 動 車 ロ ー ン 債 権	—	—
ク レ ジ ッ ト カ ー ド 与 信	—	—
リ ー ス 債 権	262	250
事 業 者 向 け 債 権	—	—
合 計	262	250

(4) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(単位：百万円)

	平成18年度		平成19年度	
	残 高	所要自己資本	残 高	所要自己資本
0%	—	—	—	—
20%	—	—	—	—
50%	—	—	—	—
100%	262	10	250	10
150%	—	—	—	—
350%	—	—	—	—
自 己 資 本 控 除	—	—	—	—
合 計	262	10	250	10

(5) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳
該当ありません。

(6) 自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
該当ありません。

(7) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて
該当ありません。

(8) 当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略
該当ありません。

(9) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳
該当ありません。

(10) 自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額

連結子会社がオリジネーターとして保有する証券化取引の信用リスク・アセット額（自己資本比率告示附則第15条（証券化エクスポージャーに関する経過措置）の適用により算出されるリスク・アセット額）は平成18年度は632百万円、平成19年度は330百万円であります。

ロ 連結グループが投資家である証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

投資家として保有する証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

	平成18年度	平成19年度
住宅ローン債権	—	—
自動車ローン債権	—	—
クレジットカード与信	—	—
リース債権	—	—
商業不動産担保証券(CMBS)	297	—
クレジットリンク債計	—	1,486
合 計	297	1,486

(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

投資家として保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト毎の残高及び所要自己資本

(単位：百万円)

	平成18年度			平成19年度		
	残高	所要自己資本		残高	所要自己資本	
0%	—	—		—	—	
20%	—	—		—	—	
50%	—	—		612	12	
100%	297	11		874	34	
150%	—	—		—	—	
350%	—	—		—	—	
自己資本控除	—	—		—	—	
合 計	297	11		1,486	47	

(3) 自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
該当ありません。

(4) 自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額

連結グループが投資家として保有する証券化取引の信用リスク・アセット額（自己資本比率告示附則第15条（証券化エクスポージャーに関する経過措置）の適用により算出されるリスク・アセット額）は平成18年度は297百万円、平成19年度は該当ありません。

銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項（第4条第3項第9号）

イ 連結貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る連結貸借対照表計上額

出資等エクスポージャーの連結貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

	平成18年度		平成19年度	
	連結貸借対照表額	時価	連結貸借対照表額	時価
上場している出資等又は株式等エクスポージャーの連結貸借対照表計上額	17,849	—	12,357	—
上記に該当しない出資等又は株式等エクスポージャーの連結貸借対照表計上額	1,284	—	2,770	—
合 計	19,133	19,133	15,128	15,128

(注) ファンドの中で運用されている株式等エクスポージャーは含まれておりません。

子会社・関連会社株式の連結貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

	連結貸借対照表額	
	平成18年度	平成19年度
子会社・子法人等	—	—
関連法人等	—	—
合 計	—	—

ロ 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

銀行勘定における出資等または株式等エクスポージャー

(単位：百万円)

	平成18年度	平成19年度
売却損益額	760	9
償却損益額	196	508

ハ 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額は平成18年度は7,504百万円、平成19年度は2,437百万円であります。

ニ 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

ホ 海外営業拠点を有する銀行については、自己資本比率告示第6条第1項第1号の規定により補完的項目に算入した額

該当ありません。

銀行勘定における金利リスクに関して連結グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額（第4条第3項第11号）

連結子会社を含めた金利リスク量については、連結子会社の金利感応性のあるバンキング勘定の資産・負債等が当行に対して僅少であるため算出しておりません。